# 募集「えびな環境大賞」

市では、環境配慮活動の普及促進などを図るため、「えびな環境大賞」を創設しました。

これは、海老名市環境基本条例の基本理念に基づき、環境の保全や創造などに取り組む市民の模範となる方を表彰するものです。自薦・他薦は問いません。奮ってご応募ください。

▽対象　市内在住・在勤・在学の方、市内に事務所・事業所がある団体など

▽対象活動　①省資源・省エネルギーなど地球温暖化に配慮した活動　②環境にやさしい農業を推進する活動　③環境負荷低減の取り組みや製品製造　④ごみの発生抑制など、資源の循環型社会形成と環境美化に資する活動　⑤自然環境保全活動

▽選考方法　海老名市環境審議会で、活動の特色・公益性・発展性・継続性・環境への効果などを考慮のうえ選考し、大賞・準大賞・奨励賞を決定

▽表彰式　6月の環境月間で表彰式を実施予定。受賞者には賞状と副賞を贈呈。

※受賞が決定した活動事例は、広報えびなや市ホームページなどで紹介します。

**申**　4月1日(金)～28日(木)に、申請書に必要事項を記入し、活動の内容などが分かる資料を添付の上、直接または郵送で環境政策課へ。郵送の場合は、30日(土)当日消印有効。

なお、応募要領と申請書は環境政策課窓口にあります（市ホームページからもダウンロード可）。

**問**　同課（☎235・4912）。

# 国分寺台4丁目・5丁目地区 可燃ごみの収集方法・収集曜日が変わります

4月から国分寺台4丁目・5丁目地区で可燃ごみの戸別収集を行います。これは、家庭から出る可燃ごみの減量化を検証するためです。

実験開始に伴い、この地区の可燃ごみの収集方法・収集曜日が**下表**のとおり変わります。ご注意ください。

**◆可燃ごみの収集方法**

戸別収集になります。ごみ集積所には出せません。

一戸建て住宅は、毎週(水)・(土)の8時30分までに、公道に面した敷地内に置いてください。

アパートなど集合住宅の場合は、毎週(水)・(土)の8時30分までに、建物ごとに決められた場所へ置いてください。

**問**　資源対策課（☎235・4922）。

| 変更点 | | |
|---|---|---|
| | 曜日 | 収集方法 |
| 可燃ごみ<br>生ごみ | (火)・(金)→(水)・(土) | ごみ集積所→戸別収集 |

※4月1日(金)の収集はありません。ご注意ください。
※不燃ごみ・資源物は、これまでどおりの曜日にごみ集積所へ出してください。

# 平成22年 国勢調査結果速報

平成22年10月1日に実施しました国勢調査に、ご協力とご回答をいただき、ありがとうございました。

海老名市の人口と世帯数の速報値が出ましたので、お知らせします。

◎平成22年10月1日現在

世帯：50,426世帯　人口：127,720人

※前回の平成17年国勢調査より人口が3,956人増加（増加率は県内5位）。

なお、この数値は速報値です。ことし10月以降総務省統計局から公表される確報値とは異なる場合があります。

**問**　情報システム課（☎235・4698）。

# 固定資産税評価額の縦覧ができます

平成23年度固定資産税の評価額などを記載した土地・家屋価格等縦覧帳簿が縦覧できます（**下表**参照）。

▽期間　4月1日(金)～5月31日(火)（(土)・(日)・(祝)を除く）の8時30分～17時15分

▽場所　資産税課

※縦覧期間中は、納税義務者の方に自己所有部分の固定資産名寄帳の写しを無料で配布しています。

**◆固定資産税の縦覧制度とは**

固定資産税を納めている方が、自己の所有している土地・家屋の価格について、他の土地や家屋の価格とを比較して、その価格を確認できる制度。

**問**　資産税課（☎235・8596）。

| 縦覧できるもの | |
|---|---|
| | 1. 市内に土地・家屋両方をお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人<br>⇒土地・家屋の価格等縦覧帳簿<br>2. 市内に土地のみお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人<br>⇒土地の価格等縦覧帳簿<br>3. 市内に家屋のみお持ちの固定資産税の納税義務者または代理人<br>⇒家屋の価格等縦覧帳簿 |
| | ◎土地価格等縦覧帳簿…土地の地番・地目・地積・評価額を記載<br>◎家屋価格等縦覧帳簿…家屋の所在・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を記載 |
| 持ち物 | 本人確認ができるもの（運転免許証・健康保険証・えびなカード・固定資産税の納税通知書など）<br>※代理人の方は、委任状等（法人は、委任状等に代表者印を押印したもの）と代理人自身の本人確認ができるもの |

# 犬の登録と狂犬病予防注射のお知らせ

市では、4月11日～19日に、市内13カ所で狂犬病予防集合注射を行います（(土)(日)を除く）。日程・会場・手数料などは**下表**のとおりです。

犬の飼い主は、飼い犬に毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。必ず各会場か動物病院で受けさせてください。

**●案内はがきを事前に送付します**

事前に集合注射の案内はがきを市から送付します。はがきの問診欄に記入の上、持参してください。

動物病院で受けさせた場合は、病院で狂犬病予防注射済証の発行を受け、市役所環境政策課窓口で狂犬病予防注射済票の交付手続きをしてください。1頭ごとに550円の交付手数料がかかります。なお、この手続きを代行する動物病院もあります。

また、注射料金は病院により異なりますので、詳しくは各病院にお問い合わせください。

**●注射を受けられない場合は猶予証明書の提出を**

犬が病気などで注射を受けられない場合は、必ず動物病院で診察を受け、注射猶予の証明書を同課に提出してください。

**●集合注射会場で犬の登録ができます**

生後91日以上で未登録の犬は、狂犬病予防注射（年1回）と、生涯1回の登録が必要です。集合注射の会場では、注射と同時に登録も受け付けます。未登録の場合は登録の手続きをしてください。

**●所在地変更などの場合は届出を**

次の場合は届出が必要ですので、同課にお問い合わせください。

・登録済みの犬が死亡したとき

・飼い主や犬の所在地が変わったとき

**問**　同課（☎235・4912）。

狂犬病予防集合注射日程

| 4月 | 会場 | 実施時間 | 持ち物 |
|---|---|---|---|
| 11日(月) | 歴史資料収蔵館（旧河原口児童館） | 10時～11時 | ◎登録済みの犬<br>・案内はがき<br>・料金3,500円（注射料2,950円＋注射済票交付手数料550円）<br>◎未登録の犬<br>・料金6,500円（注射料3,500円＋新規登録手数料3,000円） |
| | 下今泉自治会館 | 13時～14時 | |
| 12日(火) | 本郷自治会館 | 10時～11時 | |
| | 大谷コミセン | 13時～14時30分 | |
| 13日(水) | 北部公園体育館 | 10時～11時 | |
| 14日(木) | 国分児童館児童遊園 | 10時～11時30分 | 注意事項 |
| | 国分寺台第三児童公園 | 13時～14時 | ①開始間際は大変込み合いますので、なるべく避けるよう、ご協力ください。<br>②確実に犬を押さえられる方が連れてきてください。<br>③危険ですので小さなお子さんを連れての来場はご遠慮ください。<br>④首輪や引き綱が外れないよう、十分確認してからお越しください。<br>⑤駐車場がない会場もあります。車での来場はご遠慮ください。 |
| 15日(金) | 社家自治会館 | 10時～11時 | |
| | 門沢橋第一児童公園 | 13時～14時30分 | |
| 18日(月) | 上今泉コミセン | 10時～11時30分 | |
| | 杉久保コミセン | 13時～14時30分 | |
| 19日(火) | 柏ケ谷第一児童公園（柏ケ谷コミセン隣） | 10時～11時 | |
| | 保健相談センター | 13時～14時 | |

# 犬・猫を飼うときはマナーを守って

犬・猫に関する苦情やトラブルが増加しています。飼い主の皆さんは、飼育マナーの向上にご協力をお願いします。

**●ふんを放置しない**

ふんの放置は、美観を損ねるだけでなく、ふんを介して犬から人に病気が感染したり、犬同士で感染症が流行したりする恐れがあります。ふんは、飼い主が必ず持ち帰ってください。

**●犬の引き綱（リード）はしっかり付ける**

引き綱を外すことは、かみつき事故などの原因となり、とても危険です。散歩の時には必ず引き綱を付け、広場などでも外さないでください。

**●野良猫にむやみに餌を与えない**

飼い主の分からない猫に餌を与えることは、近所に迷惑がかかるだけでなく、猫同士で伝染病が流行しやすくなります。

※不幸な命を増やさないため、不妊・去勢手術をお願いします。また、飼い方の相談などは、お問い合わせください。

**問**　県厚木保健福祉事務所環境衛生課（☎224・1111）。

**便利です！「えびなメールサービス」**
登録は psc2.i@fofa.jp あて空メールを送信。詳しくは、市ホームページまたは情報システム課へ